平成２６年（フ）第１２０号
愛知県丹羽郡大口町下小口７丁目186番地
破産者　酒井　克彦
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２６号
兵庫県尼崎市元浜町５丁目71番地
破産者　中西　浩美
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４６号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目21番25―202号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目29番25号
破産者　大城みどりこと　森田みどり
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９１号
兵庫県尼崎市昭和通４丁目125番地リュストル尼崎910号、前住所兵庫県尼崎市御園２丁目７番22号ユウアム一ル101号
破産者　末吉　大輔
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０４号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目25番17号オストＡ101号
破産者　大安　幸博
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２号
兵庫県朝来市生野町円山小田和789―10ハイツ小田和Ｂ－１、住民票上の住所兵庫県姫路市北新在家２丁目４番10号
破産者　新宅　元之
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６６号
兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場160番地　レオントポディウムⅠ号館２号室、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目106番地プレステージ姫路Ｖ1003
破産者　金澤　智子（旧姓福富）
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９７号
兵庫県加古川市尾上町池田485番地の３　グラン・コート加古川南304号
破産者　上田　金満
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９１号
福岡市東区三苦１丁目２番23号、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市月の浦４丁目21番10号
破産者　今林　哲哉
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８０号
福岡市博多区西月隈３丁目11番47―102号
破産者　長嶋　幸則
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４３号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目10番３―203号
破産者　槇　　茂樹
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８６２号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑260番地６
破産者　川添　　勇
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９０９号
福岡市東区城浜団地46番106号
破産者　上田　知範
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３号
福島市森合字戸ノ内１番地の６
破産者　渡部　秀吉
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第９３８号
神奈川県海老名市杉久保北５丁目23番１―104号
破産者　福田　高宏
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９１号
横浜市鶴見区潮田町３丁目143番地の１
破産者　古瀬美津雄
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１１７号
横浜市旭区今宿西町466番地　すずきハイツＤ棟102号室
破産者　楠　　正史
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７０号
金沢市八日市５丁目396番地、従前の住所石川県白山市横江町891番地
破産者　中野　秀雄
1　決定年月日　平成26年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所